

令和 8 年 2 月 18 日

弊社と繋がる皆様へ

仕様規定に基づく構造設計について

建築基準法第 6 条の 4 第 1 項第三号に該当する建築物以外の建築物については構造設計計画についても建築確認を要することとなっている中、一定の規模等の範囲内の建築物については仕様規定に基づく構造設計をおこなうことは可能となっています。

然しながら仕様規定で想定（日本住宅・木材技術センターが作成した表計算ツールの主な設定範囲を参照。）する範囲を超えて構造設計をおこなった場合、実態的な壁量不足や柱の小径の不足を生じる可能性や実例があることからも、当社としては仕様規定による構造設計の場合においても建築物の実態に即した適切な構造審査・確認をおこなう必要性を生じることから、大阪府内建築行政連絡協議会がホームページで公表する「壁量等手計算支援ツール」による計算結果資料を求めるごとにいたしましたので、建築地の別によらず対応の程宜しくお願ひいたします。

なお、同協会のホームページにおいて、これに至る経過や資料も公開されていますのでご一読ください。

その他、想定を超えるモデル化としてはスキップフロア、火打ち梁の無い吹抜け等も挙げられますので構造設計に先立ってご相談ください。

アール・イー・ジャパン株式会社
業務部